◇用語解説◇

■計算書について

[資金収支計算書]

資金収支計算書は、当該年度の教育研究活動に対応するすべての資金の収入・支出の 内容を明らかにし、かつ、支払資金の収入・支出の顛末を明らかにするものです。

[消費収支計算書]

消費収支計算書は、当該年度の消費収入と消費支出の内容および収支の均衡を明らかにし、学校法人の経営状況が健全であるかどうかを示すものです。

[貸借対照表]

貸借対照表は、バランスシート(BS)とも呼ばれます。一定時点(決算日)における資産および負債、基本金、消費収支差額が記載されています。その学校法人の財政状況を明らかにするものです。

■計算書の項目・科目について

[帰属収入]

学生生徒納付金、手数料、寄付金、補助金などの当該年度の学校法人の負債とならない収入をいいます。従って、借入金や前受金などの負債性のある資金は除かれます。

[前受金]

翌年度に入学する学生・生徒からの納付金を前年度に受け入れたものです。貸借対照表において「流動負債」に計上されるのは、来年度に属する収入であるため、翌年度の収入から一時的に「借りて」いるとみなされるためです。

[消費収入]

消費収入は、消費支出に充当できる収入のことで、帰属収入から基本金組入額を控除 して算出されるものです。

[手数料収入]

入学試験、編転入学、追試験等のために徴収する収入、あるいは在学証明、成績証明 等の証明のために徴収する収入をいいます。

[事業収入]

学校法人の補助活動事業、受託事業および収益事業などからの収入をいいます。

[雑収入]

退職金財団からの退職金資金その他の交付金や、研究関連収入などの収入をいいます。 [基本金組入額]

学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地・校舎・機器備品・図書・現預金などの資産を持ち、これを永続的に維持する必要があります。学校会計では当該年度にこれらの資産の取得に充てた金額を基本金に組み入れる仕組みとなっています。この

基本金の対象は「学校法人会計基準」において以下の4つに分類し、規程されています。

第1号基本金:校地、校舎、機器、備品、図書などの固定資産の取得価額

第2号基本金:将来固定資産を取得する目的で積み立てた預金などの価格

第3号基本金:奨学基金、研究基金などの資産の額

第4号基本金:運営に必要な運転資金の額(文部科学大臣の定める額)

[消費支出]

消費支出は、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金利息などの当該年度に発生した費用です。資金支出の他に退職給与引当金繰入額や減価償却額が計上されます。

[教育研究経費]

教育研究のために要する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く) のことをいいます。

[管理経費]

教育研究以外の経費支出をいいます。

[設備関係支出]

教育研究用機器備品支出や、図書支出、ソフトウェア支出などをいいます。

[減価償却]

決められた耐用年数に渡って毎年少しずつ費用に計上しながら貸借対照表に載せる 金額を減らしていく手続きのことです。減価償却費は、消費収支計算書の「教育研究経 費」「管理経費」に計上されています。